保険料支払に関する特約（JK 個人情報漏えい用）

この特約が付帯された保険契約は、この特約で定める規定のほか、この保険契約を構成するすべての規定に従うことを条件に、次の通り約定します。

１．保険料の払込み

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むものとします。

２．保険料領収前の事故

「保険期間」が始まった後でも、当会社は、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料を領収する前に提起された**「損害賠償請求」**または**「情報漏えい対応費用」**による**「損害」**に対しては、保険金を支払いません（保険料が１．保険料の払込みの規定に従い、払い込まれている契約部分を除きます）。

３．保険料不払の場合の保険契約の解除

「当会社」は、保険契約者が１．保険料の払込みの規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約の一部または全部を解除することができます。

４．保険契約解除の効力

３．保険料不払の場合の保険契約の解除の規定による解除の効力は、**「保険期間」**の初日に遡及してその効力を生じます。

５．準用規定

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、専門業務事業者賠償責任保険普通保険約款および付帯する特約の規定を準用します。